

## 自動車をお持ちの皆さんへ

自動車税の納期限は6月30日です

自動車税の納期限は、6月30日（火）です。

自動車をお持ちの方には、納税通知書をお送りしています。税額などを確認し、お近くの金融機関やコンビニ、県税事務所で納期限までに納めてください。

このほか、納税通知書に印字されている地方税統一の二次元コード、通称「eL-QR（エルキューアール）」を読み取り、①クレジットカード（専用サイト・アプリ）、②インターネットバンキング（専用サイト・アプリ）、③電子マネー（アプリ）のいずれかを選んで納付することもできます。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

自動車税のグリーン化について

令和7年度に初回新規登録された排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の自動車については、税率がおおむね75%軽減されています。

平成25年3月31日（ディーゼル車は平成27年3月31日）までに初回新規登録された自動車について、税率がおおむね15%（バス・トラックについては、おおむね10%）重課されています。

自動車の登録について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。

所有者の判定は、原則として運輸支局の自動車登録によって行っています。自動車を廃車にしたり、他の人に譲渡した場合や住所の変更があった場合などには、登録を変更する必要があります。登録をそのままにしておくとトラブルの原因となりますので、お早めにご確認ください。

また、引っ越しなどによりまだ納税通知書が届いていない場合には、お早めにお近くの県税事務所へお問い合わせください。

## 身体障がい者等に対する自動車税の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する自動車については、一定の条件に該当する場合、自動車税が減免となる制度があります。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

## 納税証明書の提示について

登録自動車については、車検時の納税証明書の提示を省略できます。

ただし、自動車税を納付後、すぐに車検を受けられる場合は、納税証明書の提示が必要となりますので、金融機関やコンビニ、県税事務所での納付していただき、納税通知書に添付の納税証明書を提示してください。

## 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）のお知らせ

自動車を保有するためには、多くの手続と税・手数料の納付が必要となります。これらの手続や税・手数料の納付を各行政機関へ出向くことなく、インターネットを利用してまとめて行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」です。詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

[自動車保有関係手続のワンストップサービス・ポータルサイト <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>]

## 自動車税についてのご相談は

自動車税についてのご相談は、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

[県ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>]